

令和5年11月17日招集

令和5年第12回登米市教育委員会
11月定例会議議案

登米市教育委員会

令和5年第12回登米市教育委員会

11月定例会議議事日程

日 時 令和5年11月17日（金）午後1時30分
場 所 登米市役所 中田庁舎1階 101会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言（開会 午後 時 分）
- 3 前回までの教育委員会会議録の承認
- 4 教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
日程第1（報告第22号） 教育長の一般事務報告について
- 6 議 事
日程第2（議案第55号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市迫公民館及び迫勤
労青少年ホーム〕
日程第3（議案第56号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市北方公民館、迫農
村環境改善センター及び登米市迫青少年センター〕
日程第4（議案第57号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市新田公民館〕
日程第5（議案第58号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市森公民館〕
日程第6（議案第59号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市米谷公民館及び不
老仙館〕
日程第7（議案第60号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市米川公民館〕
日程第8（議案第61号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市錦織公民館及び東
和勤労青少年ホーム〕
日程第9（議案第62号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市南方公民館、南方
農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷
公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、

登米市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館及び南方就業改善センター]

- 日程第10（議案第63号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔石森ふれあいセンター〕
- 日程第11（議案第64号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔宝江ふれあいセンター〕
- 日程第12（議案第65号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔上沼ふれあいセンター〕
- 日程第13（議案第66号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔浅水ふれあいセンター〕
- 日程第14（議案第67号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市迫B&G海洋センター、登米市中田B&G海洋センター及び登米市米山B&G海洋センター〕
- 日程第15（議案第68号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市津山林業総合センター、登米市津山若者総合体育館及び登米市津山運動広場〕
- 日程第16（議案第69号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔迫梅ノ木公園、迫佐沼公園及び迫大東公園〕
- 日程第17（議案第70号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市迫体育館、登米市迫武道館及び登米市新田総合運動場〕
- 日程第18（議案第71号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市中田総合体育館、登米市中田球場及び登米市諏訪公園〕
- 日程第19（議案第72号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市米山体育館〕
- 日程第20（議案第73号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市石越体育センター及び登米市石越総合運動公園〕
- 日程第21（議案第74号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市豊里運動公園及び豊里花の公園〕
- 日程第22（議案第75号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市民プール〕

7 次回教育委員会定例会議開催日時

令和5年12月 日（ ）（午 時 分）

8 閉会宣言 (閉会 午 時 分)

9 その他

(1) 10月生徒指導状況について

(2) その他

10 散 会 (散会 午 時 分)

報告第22号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

令和5年11月17日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 55 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市迫公民館及び迫勤労青少年ホーム〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 56 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市北方公民館、迫農村環境改善センター及び登米市迫青少年センター〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 57 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市新田公民館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 58 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市森公民館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 59 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市米谷公民館及び不老仙館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 60 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市米川公民館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 61 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市錦織公民館及び東和勤労青少年ホーム〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 62 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、登米市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館及び南方就業改善センター〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 63 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔石森ふれあいセンター〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 64 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔宝江ふれあいセンター〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 65 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔上沼ふれあいセンター〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 66 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔浅水ふれあいセンター〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 67 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市迫 B & G 海洋センター、登米市中田 B & G 海洋センター及び登米市米山 B & G 海洋センター〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 68 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市津山林業総合センター、登米市津山若者総合体育館及び登米市津山運動広場〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 69 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔迫梅ノ木公園、迫佐沼公園及び迫大東公園〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 70 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市迫体育館、登米市迫武道館及び登米市新田総合運動場〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 71 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市中田総合体育館、登米市中田球場及び登米市諏訪公園〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 72 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市米山体育館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 73 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市石越体育センター及び登米市石越総合運動公園〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 74 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市豊里運動公園及び豊里花の公園〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 75 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市民プール〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃